



11月は児童虐待防止推進月間

見守る・寄り添う・つなぐ子育て

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、大切な宝。子育て家庭を地域全体で見守り、寄り添い、必要な支援につなぐ社会を作りましょう。



図1 市内での児童虐待相談受付件数 (本市受付数+児童相談所受付数)

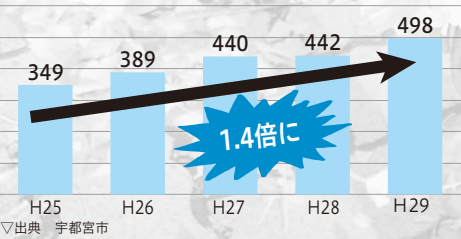
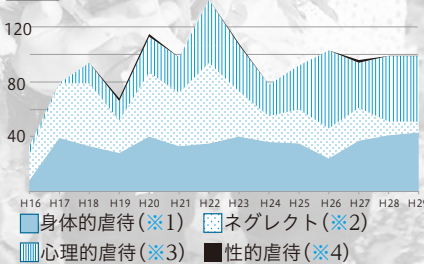


図2 虐待種別の変化 (件数)



児童虐待の通告数は年々増加し、市内でもこの5年で1.4倍(図1参照)になっています。特に夫婦間の暴力行為を子どもが目当たりにするなどの心理的虐待が増加(図2参照)している現状です。

子どもの心や体を傷つける行為はしつければなく虐待です。虐待をしている保護者の中には、「しつけのため」と言いつつ虐待を正当化する人がいます。「しつけ」は、子どもが社会に適応していくために行われる行為です。大人の気分や都合で一方的に行われる暴力や暴言により、子どもの心や体の発達を阻害するようなのは、「虐待」と考えるべきでしょう。虐待かどうかは、子どもの立場に立って判断すること

とが大切です。虐待により受けた外傷で、子どもに障がいが残ったり、低栄養や劣悪な衛生状態で、発育・発達に遅れが生じたりすることがあります。また、虐待により心に傷を負った子どもは、安心して人と関われなくなった、新しいことへの挑戦意欲をなくしたりしてしまいます。さらに、衝動性・攻撃性が強くなる、知的発達の遅

子どもの心や体を傷つける行為はしつければなく虐待です

虐待による子どもへの影響

なぜ？ 虐待が起こる 主要要因 (リスク要因)

- 1 保護者の要因
身体的・精神的負担、自身虐待経験など
- 2 子どもの要因
発達の遅れ、手の掛かる子、反抗期など
- 3 家庭内の要因
夫婦間の不和、望まない妊娠、経済的困窮など

4 社会からの孤立
市外からの転入、配偶者や親族からの理解・支援がない、近隣とのつながりが希薄、身近に相談相手がないなど

地域で切り取る

虐待発生

※1 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど。 ※2 食事を与えない、汚れた服を着せている、入浴させない、外出させない、子どもを置き去りにして出かける、病院を受診させないなど。 ※3 言葉による脅し、無視、他の兄弟姉妹との差別、子どもの前で家族に暴力をふるうなど。 ※4 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用も無料、申込み不要(定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ)。HP 〓ホームページ、Eメールアドレス、〓 〓地区市民センター、出 〓出張所、〓 〓生涯学習センター、〓 〓つづのみや表参道スクエア、〓 〓地域コミュニケーションセンター、〓 〓市民活動センター、〓 〓申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。

子育て家庭を応援できる地域づくりの3つのステップ

STEP 1 見守る 近くに 子育ての悩みや 不安を持つ人は いませんか

核家族化や少子化が進んだ現代は、若い親が子育ての仕方を見て学ぶ機会が少なくなっています。また、小さな子どもは、自分の状態や感情を言葉で表現できないので、泣くという方法で訴えます。しかし、子育てに慣れていない親は、その理由や対処法が分からず、ストレスを募らせてしまいます。そんな家庭が近隣にあったら、まずは温かい目で見守ってあげてください。

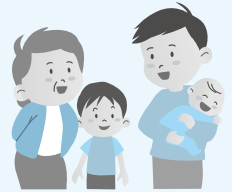


STEP 2 寄り添う 社会的孤立を 生まない ちょっとした おせっかいを

子育て世帯を孤立させなければ、児童虐待は発生しにくいと言われています。また、「子育ての相談相手がいる、子どもを預けられる人がいる人は子育てが楽しいと感じる」という調査結果もあります。

核家族化が進んだ現代で、地域において相談や寄り添いができる「人のつながり」はとても大切です。地域の中で子育て経験のある、ちょっとした「おせっかい役」が子育て家庭の不安や悩みを軽減します。

もし、自分では声を掛けづらいという場合は、地域の民生委員児童委員や主任児童委員、自治会関係者などに相談してみましょう。



STEP 3 つなぐ 虐待に至る前に 必要な支援を

▼虐待に至る前につなぐ リスク要因（10ページ右下の図参照）を軽減することで、児童虐待は防止できます。経済的な不安や子育ての悩みがある人は、早めに市の窓口や専門機関にご相談ください。また、近くに困っている人がいたら、関係機関につながるよう促してください。

▼虐待を発見したら、すぐにつなぐ 虐待は、子どもの生命・身体・心理に大きな影響を及ぼします。児童虐待の事実やその恐れがある場合は、通告者の秘密は守られますので、すぐにご連絡ください。

通告を受けると、市や児童相談所では、速やかに子どもの安否確認を行います。また、家庭訪問などにより、対象家庭に養育環境の改善を促します。さらに、各家庭の虐待につながる要因を軽減するため、必要な福祉サービスなどにつなげます。



ためらわず相談してください

- 児童虐待に関する通告・相談先
- ▼子ども家庭支援室 ☎(632)2390

- 子どもをすぐに保護する必要がある、生命に関わる
- ▼県中央児童相談所 ☎(665)7830 または最寄りの警察署
- 夜間や休日
- ▼児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(無料)

児童虐待の発生を未然に防ぐために

児童虐待の発生は、抑うつなどに発展する場合もあります。虐待を受けた子どもの約3割は、親になった時に虐待者になる、「虐待の連鎖」が起こる、ともいわれています。

児童虐待の背景には、主に保護者・子ども・家庭内の三つの要因のいずれか、またはそれらが複合して存在し、その家庭が社会的

オレンジリボンを身に付けて 児童虐待防止を呼びかけよう

オレンジリボン運動とは、「子ども虐待防止」の象徴として、「オレンジリボン」を広める活動です。「オレンジリボン」には、子ども虐待の現状を広く社会に知らせ、子どもを救うために「ひとりひとりにできること」を考え、行動しよう、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています（※5）。



「孤立する」と児童虐待に至ると考えられています（右の図参照）。虐待を受けている子どもが、周囲に助けを求めるとはなかなかできません。表面化しにくい児童虐待を食い止めるために、子育てをする家庭が地域から孤立しないよう、周囲の皆さんで「見守り」や「寄り添い」をし、そして必要があれば「つなぐ」社会をつくりましょう（上の図参照）。

※5 児童虐待防止全国ネットワーク作成のリーフレットより引用。オレンジリボンは、2004年に県内で起きた事件をきっかけとして、市民団体「カンガルー OYAMA（おやま）」が始め、現在は、児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担い、全国的に活動を広げています。

◎お住まいの地区の民生委員・児童委員なども児童虐待についての相談を受け付けています。

◎この特集についての問い合わせは、子ども家庭課 ☎(632)2390へ。